

大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	最終的な調整結果	
				H27.1.30閣議決定文	分類状況
698	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県	<p>4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)(については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道水供給事業から受水する水道事業については、当該水道水供給事業と事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)</p>	①提案の趣旨を踏まえ対応(手挙げ方式)
689	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	文部科学省	大阪府	<p>5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。</p>	①提案の趣旨を踏まえ対応
699	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省、総務省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	<p>4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)[再掲] (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを踏まえつつ、都道府県との連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>	①提案の趣旨を踏まえ対応
688	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)	厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県	<p>4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。);「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>	①提案の趣旨を踏まえ対応
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とすること	農林水産省	大阪府、兵庫県	<p>6【農林水産省】 (28)都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産省・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。</p>	①提案の趣旨を踏まえ対応
691	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	<p>6【厚生労働省】 (11)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123) 介護保険サービスを提供するに当たって、老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の開始、変更の届出(老人福祉法14条及び14条の2)等と、介護保険法上の指定居宅サービス事業所の指定、変更の申請(介護保険法70条及び75条)等のそれぞれの手続が必要であるが、申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じた手続を簡素化することは現行制度上問題ないことを、地方公共団体に周知する。</p>	②現行規定で対応可能
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	—	②現行規定で対応可能
690	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービスの)の普及に向けた基準の緩和	厚生労働省	大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	—	④実現できなかったもの
692	要介護認定の有効期間の延長	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	—	④実現できなかったもの
693	介護保険料の賦課にかかる負担の公平化	厚生労働省	大阪府	—	④実現できなかったもの
694	介護保険制度における「補給給付」の拡充	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	—	④実現できなかったもの
695	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	農林水産省	大阪府、兵庫県	—	④実現できなかったもの
700	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	国土交通省	大阪府	—	④実現できなかったもの